

平成28年度

# 町民税・国民健康保険税・介護保険料・後期高齢者医療保険料申告受付について

◆ 問い合わせ ◆ 町民課 電893-1117 吾北総合支所住民福祉課 電867-2300  
本川総合支所住民福祉課 電869-2112

平成27年中（平成27年1月1日から平成27年12月31日）の所得の申告受付が始まります。

この申告は、平成28年度の町民税の課税や、国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料の算定の基礎、又は所得課税証明などの資料となる大切なものです。

申告をしなかった場合は、各種控除が認められず、ご本人に不利なことになりますので、申告書は期間内に提出してください。

## 申告が必要な方

平成28年1月1日現在の町の町に在住している方で次に該当する方は申告をしてください。

- ①国民健康保険の加入者及びその世帯の世帯主、後期高齢者医療保険の加入者、介護保険被保険者及び介護保険のサービスを受けられる方
- ②所得課税証明の必要な方
- ③公的年金等の収入が400万円以下で所得税の申告が必要でない方

## 次に該当する方は申告の必要はありません

- ①所得税の確定申告をされる方
- ②給与収入のみの方で、給与の支払者が年末調整済みの「給与支払報告書」を、いの町長に提出されている方

## 申告受付期間

2月8日(月)～3月15日(火) (土・日・祝日を除く。) 9:00～16:30

## 申告受付

本庁舎2階 町民課前ロビー  
吾北総合支所住民福祉課  
本川総合支所住民福祉課

本庁舎完成に伴い、申告の受付は本庁舎で行います。  
「すこやかセンター伊野」では行いません。

出張申告の日程表は、例年どおり申告書に同封します。

なお、申告書は郵送しますが、申告の必要な方でお手元に届いていない方は町民課、各総合支所住民福祉課、出張所に備え付けていますのでご利用ください。

## 申告に必要なもの

- ①印鑑
- ②所得の算出の基礎となる書類、帳簿、領収書、源泉徴収票
- ③国民年金・国民年金基金・小規模企業共済等掛金・生命保険・地震保険の支払証明書、医療費などの領収書又は証明書

## 注意事項

- ①領収書、証明書の提出がない場合は、各種控除が受けられません。  
※社会保険料控除のうち国民年金、国民年金基金については、金額の多少にかかわらず証明書の添付が必要です。  
※寄附金税額控除を受けようとする方は、領収書又は証明書の添付が必要です。
- ②申告は、個人単位です。同一世帯内に2人以上の申告義務者がいる場合、それぞれ申告をしなければなりません。